

政治概念を国家概念から解放するために —フォルラート『〈政治的なもの〉とはなにか』を読む—

橋爪 大輝

目次

はじめに

1. 〈政治的なもの〉とはなにか
 - 1-1 〈政治的なもの〉と了解
 - 1-2 〈政治的なもの〉と政治
 - 1-3 方法論—思想史と比較
 2. 国家としての〈政治的なもの〉—ドイツ政治思想史概観
 - 2-1. 国家の概念
 - 2-2. 支配の概念
 - 2-3. 国家にたいする内的な抵抗の拠点—道徳的反省による理想政治
 - 2-4. 法学的国家論
 - 2-5. ドイツ的政治理解の相対化—フランスの場合・英米の場合
 3. 〈政治的なもの〉の新たな了解
 - 3-1. 政治における代表の可能性
 - 3-2. 意見の政治と、政治的判断力
- 結びにかえて—本書の問題点と可能性

はじめに

エルンスト・フォルラート(1932-2004)の名前は、ハンナ・アーレントに関係づけられてわずかに知られているにすぎないと思われる。邦訳が存在する彼の論文は管見のかぎりただひとつ、アーレントとハイデガーの関係をあつかったもののみである¹。この両者が交わした書簡のうちで、アーレントが彼を気にかけて、ハイデガーに推薦文を依頼している一節²を思いだされたむきもあるかもしれない。

たしかに、アーレントの重要性をいち早く認め、ドイツで紹介する役割を果たしたことは、フォル

ラートの大きな業績のひとつではある³。しかし彼は、たんなるアーレントの紹介者にとどまらず、独自の政治理論を築いたオリジナルな思想家でもあった。本稿の目的は、死の前年に上梓された最後の書『〈政治的なもの〉とはなにか—〈政治的なもの〉と、その了解にかんする一理論』(Ernst Vollrath, *Was ist das Politische?: Eine Theorie des Politischen und seiner Wahrnehmung* [Würzburg: Königshausen & Neumann, 2003])。本書にかぎり、引用直後に頁数のみ示す)を読解し、著者固有のテーマである〈政治的なもの〉とその了解の意味を理解することにある。このとき、ドイツの政治的思考を規定する「国家Staat」概念の支配を断ちきることで、べつの政治的思考の可能性を拓けるという彼の理路もまた、理解されるはずである。

本論考は、この目的に従って三章から構成される。すなわち、「1. 〈政治的なもの〉とはなにか」において、本書の前提となる〈政治的なもの〉と「了解」という概念を理解する。そして「2. 国家としての〈政治的なもの〉—ドイツ政治思想史概観」では1.で得られた前提をもとに、ドイツ政治思想を思想史的に概観したあと、英・米・仏との比較をつうじてその特質を明らかにする。最後に「3. 〈政治的なもの〉の新たな了解」で、2.において剔抉されたドイツ政治思想の核心である国家概念が終焉しつつあるいま、それを乗り越えるための新たな概念(了解)は那邊にあるのかが問われ、それにたいする著者の回答が明らかになる。

なお本書の目次は以下の通りである。

序文

第一章 テーマへの接近

第二章 ところみの拡張

第三章 概念と現象のさらなる解明

第四章 〈政治的なもの〉の諸カテゴリー

第五章 〈政治的なもの〉と国家

¹ エルンスト・フォルラート、森秀樹訳「ハンナ・アーレントとマルティン・ハイデガー」、A・ゲートマン＝ジーフェルト／O・ペゲラー編、下村鉄二／竹市明弘／宮原勇監訳『ハイデガーと実践哲学』(法政大学出版局、2001年)、474-95。

² U・ルッツ編、大島かおり／木田元訳『アーレント＝ハイデガー往復書簡 1925-1975』(みすず書房、2003年)、182-87参照。

³ Ursula Ludz, "Ernst Vollrath und Hannah Arendt (Nachruf)", 2005(<http://www.hannaharendt.net/index.php/han/article/view/74/111>).

- 第六章 ドイツにおける政治的^{トボロジ}了解の位相(一)
 第七章 ドイツにおける政治的^{トボロジ}了解の位相(二)
 第八章 ドイツの事例における〈政治的なもの〉
 と文化の関係
 第九章 国家の死と〈政治的なもの〉の終焉
 第十章 〈政治的なもの〉の新たな了解

1. 〈政治的なもの〉とはなにか

本書は『〈政治的なもの〉とはなにか』と題されている。同じ問いを、我われはまず問わねばならないだろう。〈政治的なもの〉 das Politische とはなにか? ここからさらに、つぎのような問いも出てくるに違いない。了解とはなにか? なぜ政治ではないのか? 序文から第三章までを検討し、こうした問いに答えてゆこう。

1-1. 〈政治的なもの〉と了解

フォルラートによれば、「あらゆる〈政治的なもの〉の理論は、[...] 〈政治的なもの〉の了解の理論である」(9)。本稿で了解と訳している“Wahrnehmung”、ふつう「知覚」と訳されることが多く、とりわけ感覚的知覚のことを指す場合が多い。ところが、先取りになるけれども、本書で“Wahrnehmung”と言われているのは、政治現象が帯びる意味にたいする理解のようなものである。そこで本稿では、より意味あいが見えやすいように「了解」の訳語を当てている⁴。とはいえ、なぜ著者がそのような言葉づかいをしているのかは、すこし考えておく必要があるだろう。

〈政治的なもの〉は、たとえばそこに転がっているリンゴなどとは違い、感覚をつうじて見たり聞いたりすることはできそうにないので、“Wahrnehmung”という言葉づかいは、なにか違和感が付きまとう。しかし或る点において、〈政治的なもの〉とリンゴは共通の相貌を帯びるのである。

我われが見るリンゴは、つねに“見られたリンゴ”である。つまり我われの主観によって、認識可能なものとして構成されている。このリンゴはそのかぎり「現象」にはかならない。ところで著者によれば、〈政治的なもの〉もまた現象なのである。

ある。

〈政治的なもの〉の現象は、それを了解することにおいて、その了解にもとづいておのれを示す sich zeigen⁵。この現象は、了解のそとではけっして見ることができない。いいかえれば、現象ではなくなるのである。まだある。〈政治的なもの〉はたんに主観的なものではないが、客観的な事物でもない。それは了解のそとでは実在しないのである。(17)

リンゴが我われの“Wahrnehmung”にたいして立ちあらわれるのと同様に、〈政治的なもの〉もまた“Wahrnehmung”にたいする現われというありかたをしている。もちろん、リンゴと〈政治的なもの〉とが、現象としてまったく等価に語れるとは思えない。そこにはいわば“存在性格”のちがいがあはずである。だがそのことはここでは問題ではない。重要なのは、〈政治的なもの〉が現象的な性格をもつということである。

「現われている」ということが、それじたいで「なにかにたいして」ということを含むかぎり、現象と了解には本質的なつながりがあると言うべきだろう。いいかえれば、「現象と、それを了解することは、たがいに属しあっている」(17)。〈政治的なもの〉が現象であるならば、それにたいする了解ということが問題となるべきなのは、当然といえるのだ。了解において、〈政治的なもの〉は、或る有意味なもの、概念的なものとして認識される。〈政治的なもの〉の了解とは、政治の或る理解のしかた、あるいは見かたといったようなものを意味することになるだろう。

1-2. 〈政治的なもの〉と政治

それでは、この了解における現象としての〈政治的なもの〉は、どのような特徴をもつだろうか。厳密に言えば、〈政治的なもの〉の了解は、政治の了解とは別ものである。著者は、前者を「〈政治的なもの自体〉 das Politische selbst」(19)の了解と呼ぶ。〈政治的なもの自体〉とは、「もっぱらそれ

⁴ “Verstehen”と取りちがいがかねない語彙であって、読者の注意を請いたい。幸い、フォルラートは“Verstehen”を術語としては用いていない。

⁵ ハイデガーがなかば術語的にもちいていた表現である。たとえば Martin Heidegger, *Sein und Zeit* (Tübingen: Max Niemeyer, 192006), § 7 における現象学の定式を参照。

にもとづいて、政治的な現象が〈政治的な或るもの〉 etwas Politischesとして、[...] 認識され、規定される」(18)ものであるという。そして後者の〈政治的な或るもの〉を、フォルラートはすぐに政治とも言いかえている。つまりここでは〈政治的なもの〉と政治の区別がなされているのである⁶。

中途半端に区別がなされているため、かえって分かりづらい（しかも以後、前者も後者もともに〈政治的なもの〉と呼ばれていて、著者自身この区別をうまく使えているかあやしい）が、重要な意味をもつ分節なので、著者の例示も参考にしつつ整理しておこう。①まず個別の政治的な現象が、〈政治的な或るもの〉と呼ばれている。②それについて、個々の事象がどういう位置づけをもつのかを規定するものが、〈政治的なもの自体〉である。著者によれば、たとえばドイツの文化においては、〈政治的なもの自体〉は国家 Staat であると考えられている。国家が中心となっていれば磁場を形成し、個々の事象の位置づけを規定するわけである。いいかえれば、ここで国家が尺度となり、それとの関係において個々の政治的な現象が意味づけを得る、もっと言えば政治的な或るものとしてそもそもはじめて現象するようになる。

政治は、〈政治的なもの自体〉という意味の中心との関係において了解され、政治的な性質や意味づけを得る。だからこそ政治を事物のように研究するのではなく、了解の内部で、〈政治的なもの〉との関係において、捉えなくてはならない。〈政治的なもの〉とは、なにが政治としてふさわしいかの尺度のことなのである。こうした尺度を共有している一単位を、著者は文化と呼ぶ。ひとつの文化圏において〈政治的なもの〉が「なにとして」捉えられるかということが、政治的理論の基底的な問いなのである。こうした理由から、本書の主要な方法論は、文化圏ごとの〈政治的なもの〉の了解を通時的・思想史的に検討すること、そして文化圏どうしを共時的・比較思想的に対比するこ

⁶ 著者はアーレントが、自覚せずにこの区別をしていたと述べている。彼女は〈政治的なもの〉というタームを利用するが、政治との明確な区別を加えてはいない。Vgl. Ursula Ludz, "Hannah Arendts Pläne für eine »Einführung in die Politik«,“ in: Hannah Arendt, *Was ist Politik?: Fragmente aus dem Nachlaß*, Neuausgabe, hrsg. v. U. Ludz (München/Zürich: Piper, 2005), 220, Anm. 56.

と、となる。

1-3. 方法論—思想史と比較

まとめる意味で、〈政治的なもの〉の性格をすこし振りかえっておこう。①〈政治的なもの〉は了解に対して与えられる。②〈政治的なもの〉は、了解の背景をなす文化との相互作用のうちにある。③それゆえ、文化ごとに〈政治的なもの〉の了解はことなっている。したがって著者によれば政治理論は、普遍的な概念や思考の法則にしたがって演繹するといった方法は取れない。〈政治的なもの〉の概念には、それぞれの文化的背景と歴史的發展によって刻印された個別性があるからだ。そこから要請される方法が、或る文化圏の政治的了解を精神史的に把握すること、そして同時にこれを他文化圏のものと比較 Vergleich することである。

次章では、この方法論にしたがって、ドイツ固有の〈政治的なもの〉の概念を再構成するために、国家をめぐる思想史を概観しよう。その後イギリス・アメリカ・フランスとの比較が遂行される。なぜなら「ドイツ的な政治—文化的意識、自己理解の独特さは、他の政治的文化における諸連関との比較においてのみ、規定され判定される」(14)からである。

2. 国家としての〈政治的なもの〉—ドイツ政治思想史概観

フォルラートによれば、「〈政治的なもの〉と国家を同一視すること Identifikation des Politischen mit dem Staat」(99 *et passim*)こそ、ドイツ的な政治的了解を規定するものである。以下では第四章～第八章の議論にもとづいて、ドイツ的な政治了解の特殊性を規定してゆこう。まず、〈政治的なもの〉と同一視される“国家”とはなにか、から見よう。

2-1. 国家の概念

著者はG・イエリネクを引きあいに出しつつ、ドイツにおいては「“政治的”は“国家的 staatlich”の謂いである」(99)と述べる。しかし国家なるものは、けっして歴史をつらぬいて、つねに存在してきたものというわけではない。国家と訳されう

るような、たとえばギリシャのポリス、ローマの *res publica* (共和国) などは、いずれも国家ではない。「“国家”とは近代の現象である」(100)。国家の性格は以下の三点が主要なものである。

(1)国家的なものの起源的形態を、著者は王家の海外領地 *überseeische Besitzungen* に見ている。海外領地をもつことで、法の番人として支配者が人格的に現前するか、本国にひとしい機能をもつ代理人を立てるか、いずれかを選ぶ必要が生じる。ここで王はいわば「ふたつの身体」(カントローヴィチ)を有することになるのだ。ひとりの人格がふたつの役割において、さらにいえばふたつの人格において現われるということが、ここで起こるのである。ここにおいて、「[...] つぎの可能性が拓ける。すなわち、この同一性がほどけ、一方の人格の位置に組織 *Anstalt* がつく、という可能性である [...]」(100)。このとき、団体が国家化しはじめる。つまり、支配する機能の自立化である。

(2)加えて、「十分に形成された官僚機構⁷⁾」、「軍事的な防衛力」、「継続性のある財政制度」(101)が形成され、(3)主権 *Souveränität* が形づくられる必要がある。主権とはここでは普遍的な立法の権限のことである⁸⁾。国家的な暴力 *Staatsgewalt* と国民 *Staatsvolk*、領土 *Staatsterritorium* をそなえた共同体が、主権国家 *souveräner Staat* として出現することになる。こうして国家は「普遍的な規範の形態」

(103)とされるにいたる。国家が規範となるとは、つぎのようなことを意味する。つまり、現代世界では、あらゆる文化や共同体が、国家に到達しているか未到達であるかのいずれか、ということである(したがって当然、著者は国家がドイツにしかないと主張しているわけではない。むしろ遍在

⁷⁾ *Beamtenschaft* の訳である。ヴェーバーが言う *Bürokratie* ではない。著者はヴェーバーの『支配の社会学』を参照しているが、この箇所限定すれば、ヴェーバーから比較的自由的な議論であると思う。なお、ヴェーバーでは、法に基づく合理的支配が完成している状態で *Bürokratie* が形成されるが、家産制的支配の合理化の進展に伴い形成される *Bürokratie* の類似物が *Beamtentum* (官吏制度) である(マックス・ウェーバー、世良晃志郎訳『支配の社会学 I』(創文社、1960年)、第四節、七)。著者のいう *Beamtenschaft* は、*Bürokratie* と *Beamtentum* の両方と重なっているように見える。

⁸⁾ 著者は、ボーダンの「主権とは、共和国 *république* の絶対的で永遠的な権力である」(101, Jean Bodin, *Lex six livres de la république*, Paris 1583, ND 1961, 122) ということばを引用している。

する現象であるわけだが、それが政治的カテゴリーの中心的位置に来ることがドイツ特有だと、著者は言うのだ)。

(1)支配者が実在の人格と役割人格に分裂し、後者が組織として独立してゆく過程に起源をもつ国家は、(2)官僚機構、軍事力、財政力をそなえ、(3)立法の権限としての主権を有する。このような国家を〈政治的なもの〉と同一視することが、ドイツ的な政治了解の根底にあると著者はいうわけだ。

国家は「国家自体 *Staat an sich*」として或る独立した存在となり、市民は「臣民」として国家にしたがうものとなる。つまり政治は支配という構図のうちで展開されることになるのである。さらにこの支配が法的支配という性格を持つようになると、国家は「服従を要請する法的国家 *Gehorsam heischender Rechtsstaat*」(14)として理解されることになる。「国家、法、支配は、ドイツ的な政治的了解にとって、相互に基礎づけあう統一をなす」

(129)にいたる。それゆえやがては、〈政治的なもの〉を論じる主要な学問の座は、法学的国家論が獲得することとなるのだ。次項では支配の概念を検討し、この成りゆきの詳細を見てゆこう。

2-2. 支配の概念

支配とは、或る者と或る者の関係が、命令と服従というかたちをもつことにある(第五章)。ヴェーバーの「現実政治的 *realpolitisch* な」理解によれば、それは「権威的な命令権力 *autoritäre Befehlsgewalt*」(110)である。彼にとって権力とは、上が下を支配する一方的な関係 (*die „Oben-Unten“-Einseitigkeit*) (79) なのである。

支配によって政治を理解することは、じっさい西洋哲学と同じだけの古さをもつ(第四章)。なぜならアーレントが言うように、哲学こそ支配を政治のカテゴリーに導入した当人なのである。それはソクラテスの刑死に衝撃を受けたプラトンが、政治を廃止しようとしたところみなのであると、彼女は言う⁹⁾。政治は人間同士の関係に由来する不確定性を含むが、はじめる者と実行する者を分

⁹⁾ Hannah Arendt, *Vita activa oder Vom tätigen Leben*, ungekürzte Taschenbuchausgabe (München/ Zürich: Piper, 102010), § 31 参照。この点については、Miguel Abensour, “Hannah Arendt contre la philosophie politique?” in: *Hannah Arendt: L’humaine condition politique*, sous la direction de É. Tassin, Paris: L’Harmattan, 2001, 11-46 に詳しい。

離して、支配と被支配の関係に変化させることで、プラトンは政治を制作行為に近づけたというのだ。つまり知者たる支配者が、物を相手にするように人びとを対象として動かし、自らの望む事態を作りあげるのである。

支配ははじめ、端的に事実として成立する。つまり命令が、実際にはどんな事情であれ従われるという事実が生起し、その命令と服従が反復されることをつうじて支配は規範化されるのである(111)。しかし支配は正統化のために、やがては法に拠りどころを求めなければならないだろう。

ヴェーバーは、支配の正統性を三つに類型化している。いわゆる合理的・伝統的・カリスマ的の三つである。著者によれば、ヴェーバーはマルクス主義的な歴史観への拒否感から、こうした類型の歴史的な発展をはっきりと理論化することはなかった。だがすくなくとも暗示的に、つぎのような移行の過程を読みとれるという。

純粋に人格的な〔支配〕類型—とくに伝統に基づく類型とカリスマに基づく類型—は、内在的な不安定さのために、より物象的な諸類型によって解体される。この物象的な諸類型は、非人格的なありかたをしているため、持続するよう傾向づけられている。(113)

まず支配は人格に基づくものとして成立するが、そこには人間的な不安定さがつきまとう。或る外的で、事物的な成りたちをした支配の類型への移行が求められることになるだろう。それが法的な支配である。こうして、最終的には非人格的な合理的支配が完成するというのだ。著者がはっきりと述べることはないが、成文化された法は時間の経過を経ても、また当事者のそのつどの意図や気分によっても、変化することがないということに、こうした移行の理由の一端をもとめてもよいだろう¹⁰。

支配は、こうして法的なものとして実現するにいたる。振りかえろう。ドイツ的な政治理解にお

いては、〈政治的なもの〉は国家と同一視される。国家は“国家それ自体”として自立した存在となり、政治は国家による市民の支配というかたちを取るようになる。支配とは、命令と服従の関係であるが、この関係が正統化されるためには法的支配として確立される必要がある。ここにおいて、国家の支配という枠組みで展開する〈政治的なもの〉を扱う理論は、法学的国家論というかたちを取るようになるはずだが、それを検討するまえに、国家の支配として展開する政治にたいし抵抗する、理想政治的思考の展開を見ておこう。

2-3. 国家にたいする内的な抵抗の拠点—道徳的反省による理想政治

ドイツの政治理論は「大学と教授の理論 *Universitäts- und Professorentheorie*」(122)として、国家の支配に迎合的であった。たとえば「公共の福祉 *Gemeinwohl*」を求めるポリツァイ学 *Polizeiwissenschaft*¹¹にしても、専制君主を抑制する意図を含んだ機械論的国家観にしても、支配にたいする抵抗という意図はないというのだ。国家にたいし“市民”は服従し、受動的で脱政治化された臣下として存在する。市民が能動的な姿勢を取るためのきっかけは排除されている。

しかし以上のような現実政治的な理論に対して理想政治的な議論を牽引したのが、超越論哲学とドイツ観念論である。これらの哲学において重要視されるのは、人格が自律的に自己規定することである。それゆえ、自律や自己規定をさまたげる、国家にたいする受動性は肯んじがたいものとなるのだ。

著者によると、たとえばカントは「法的 - 市民的なもの」と「倫理的—市民的なもの」というふたつの法的状態を区別しているという。前者は、法的強制を執行する国家が、現実に存在する状態を意味する。しかしこうした法的強制は、倫理すなわち理性道徳によって、余計なものとなさなければならない。後者が示すのはこのような法的状態である。つまり個々の人格が、現実に国家にたいして法的に服従しつつも、先だつて自らの叡知

¹⁰ 書かれた法のこういった側面に言及したのは、アーレントである。Hannah Arendt, *On Revolution* (Penguin Books, 1990), 157 志水速雄訳『革命について』ちくま学芸文庫、1995年、244参照。

¹¹ ポリツァイ(学)という概念については、さしあたり岩崎稔「統治のテクノロジーとしてのポリツァイ—ヘーゲル市民社会論再考」『現代思想』21巻8号(青土社、1993年7月)、414-23参照。

的noumenalな本質に従っている状態である。カントは従来の国家への服従にたいして、人格の絶対的に自律的な自己規定¹²という道德の理念を呈示し、その服従をアプリオリな概念によって基礎づけたのであると、著者は判定する。著者はこのような内的な倫理的原理を、反省的道德 Reflexionsmoral と呼ぶ。

ところがカントが立てた、投企された叡知的なものと現実化されたそれとのあいだの境界線は、ドイツ観念論によって跳びこえられることになる。国家は実際に廃止されるべきものとなるのだ。たとえば若きヘーゲルは、国家は機械的なものであってその理念は存在せず、それは廃止されなければならないと書いていた¹³。著者はそこに、自己規定という理念の十全な本質を、国家がまさに機械であるがゆえにもたない、という論理構成を見る。というのも機械はみずからを規定することができないからである。ここでもやはり、自己規定という超越論的な原理が中核を占めている¹⁴。自己という原理が高まる反面で、国家は死滅すべきものに堕ちてゆく。これは強制権力を「現在の」国家に帰しつつも、この国家がおのずから消滅する途ゆきにあると見なしたフィヒテも同様である。そして周知のとおり、マルクス＝エンゲルスは革命をつうじて能動的に国家を廃絶しようと捉えかえした。

だがすでに著者は、自己規定としての反省的道德について、アーレントに依拠しつつ、その政治への適用を批判していた(第三章)。カントの定言命法をそのひとつの極点とする反省的道德の特徴

¹² カントにとって道德法則は、理性的存在者が自らにたいして立法するものであった。たとえば、Immanuel Kant, *Kritik der praktischen Vernunft* (Hamburg: Meiner, 2003), § 4, Lehrsatz III.

¹³ いわゆる「ドイツ観念論最古の体系プログラム」にぞくする。詳しくは、熊野純彦『ヘーゲル—〈他なるもの〉をめぐる思考』(筑摩書房、2002年)、106-7を参照。

¹⁴ フォルラートは、ヘーゲル『精神現象学』のいわゆる主奴の弁証法も、同様の視点から整理する。主人たりえないのならば、むしろ死を受け入れるという覚悟のある者が主人となる。ここで自己を意識した主人と、主人のために労働する奴隷とが存在するようになるが、労働を欠いた享受 *arbeitsloser Genuß* にふける主人とはことなり、奴隷は労働において材料を学び、それに形態を与えること—つまりそれを為しあう自己—を学ぶことになる。ここにおいて奴隷は自己を認識し、自分の独立と自由を認識するのだ。

は第一に、或る絶対的なものへの依拠である。これはすでに、〈政治的なもの〉のもつ「原則的な相対性」(64)と対立する。さらに、道德の特質が反省、つまり「おのれ自身を規定すること *Sich-selbst-Bestimmen*」(自己規定 *Selbstbestimmung*)にあるならば、いずれにしても他動詞的な契機(他者)によって構成される政治的領域には、道德はふさわしくないのである。

自己規定は一個人的・集合的レベルの別を問わず—、内的に働く理性法則にしたがって行為が遂行されるという直截的な事実性から、この法則を反省する間接的な段階に進む。こうした自己反省 *Autoreflexion* は、〈政治的なもの〉とはかかわりがない。〈政治的なもの〉にたいして道德(反省)は自律的であって、〈政治的なもの〉の外部に存する道德の原理によっては、国家としての〈政治的なもの〉にたいする根本的な批判は行ないえないのである。

2-4. 法学的国家論

すでに見てきたとおり、国家は法的支配を行ない、市民はそれに服従している。「[...] 国家ならびに〈政治的なもの〉の概念 [...] は、ドイツにおいては法によって規定されている。それゆえ〈政治的なもの〉と国家的なもの、法的なものは、内的なつながりに入りこむのである。法的支配を執行するのは、国家である」(123)。こうして理念的な政治理解が退潮したのちには、法学的な国家論 *juristische Staatslehre* が指導的な了解となる。このことは、国家と法の結びつきの強さからして当然の帰結なのである。

法学的国家論のひとつの主要な形態は、著者が「形式主義的な規範実定主義 *formalistischer Normenpositivismus*」と名づけ、ケルゼンにその立場を代表させるものである。この国家論においては、「法機関、とりわけ最高機関である国家が、法的拘束力を持ち、義務をあたえる規範として、つまり服従を要請し、要求する規範として、措定される—実際はじぶん自身を措定する—のである」(129)。国家は、こうした自己規定をよくなしうる人格として理解されるにいたる。

この国家は、支配的な法行為をつうじて活動

する権限と能力をもつ、或る超個人的な普遍性であり人格性である。法行為とは、ほかの活動のうちにある、国家の活動のひとつではない。この活動は、国家の支配行為と同一であり、同様に支配の活動は法行為と同一なのである。(131)

国家はいまや行為主体であり、規範としてのじぶんの正統性をみずから措定する（この法的主体が、すでに見た観念論の道徳的反省の主体に似ていることにも、注意しておくべきだろう）。しかしここには、まさにそれゆえに或る「危機」が萌している。こうしたやりかたで本当に支配の正統性が獲得できるのか、ということが問題となるのである。国家は規範的な秩序として概念的に理解されているが、しかしこの概念¹⁵が現実と一致する保証はない。実際この形式的で空虚な国家理念に対して、なんらか内容があり、実体を伴った国家や法の理念が要請されるということが、ヴァイマル共和国の時期に起こった。なかでも鋭利な攻撃を加えたのがカール・シュミットであった。

シュミットが述べるように、閉じた合法性の体系である法国家というありかたにおいては「支配が行なわれない。人格が支配しないだけではない。法も支配しないのだ。法は支配するのではなく、“妥当する *gelten*” からである」(142)。だがこのことは、〈政治的なもの〉が有する「権力が眼に見え、確認できること」(142)という特質を損なう。権力は、不可視ならば「まったく計算できないものになり、だれしもが権力に救いようもなくゆだねられてしまう」(142)。

しかし批判は妥当だとしても、その解決はどのようなものだったのだろうか。シュミットは結局、政治的な統一性の根拠を民族 *Volk* に求め、さらに

は運動へ、総統へと移行させていくことになる。そして総統やそれに従う者たちのあいだに存する同種性 *Gleichartigkeit* に、問題の解決を求めていくことになる。ここにおいて、シュミットの国家的な政治理解は、その極端に突きすすみ、国家を運動のうちに解体してしまったと著者は言う。その解体はしかし、支配なるものを解体することはなく、残存させる。むしろ国家を支配そのものの方向に突きつめ、純化するような解体であったと言えるだろう。

国家的な政治理解は、ひとつの限界につき当たったといえよう。フォルラートは、いかなる方向にこの限界の超克を見るのか。いままで我われが見てきたのは、ドイツ文化圏における思想史の流れである。これを相対化するために参照されるべきは、比較という方法論に従うなら、他文化の政治概念ということになるだろう。そこで英・米・仏の政治的理解の特質を参看することにしよう。そうすることで政治＝国家という見かたを相対化し、了解の地平を拡大できるはずなのである。

2-5. ドイツ的政治理解の相対化—フランスの場合・英米の場合

著者によると「英国、またのちの合衆国が市民社会 *Zivilgesellschaft* であるのにたいし、フランスは、ドイツ同様国家的社会 *Staatsgesellschaft* である」(118)。だがドイツと異なるのは、フランスの政治的了解においては、国家は中心とならないという点である。主導的な概念は *État* (国家) よりもむしろ *nation* (国民) なのである。*État* はひとつの国民が獲得する法的な人格のことであって、ドイツ的な「国家それ自体」とはことなる。後者は抽象的で自律的な人格的表象であるが、*État* は生命的で、それを構成する部分や契機の統一にむけて自らをかたちづくる現実的な人格性であり、「民族としての国家 *Etat-Nation* という具体的な意志的同盟」(118)なのである。

もともと、こうした仏型の了解に、著者がドイツ的了解にたいする大きな批判的ポテンシャルを見てとっているとは思われない。これにたいし、英米型の〈政治的なもの〉の了解における主導的な概念である市民社会 *civil or political society* には、著者じしんが望見する新たな了解の可能性が秘め

¹⁵ 本書は *Begriff* と *Konzept* を区別する（第三章、57f.）。*Konzept* は現実の経験において観念されている対象 *Konzipiertes* との結びつきを保持している概念であり、それにたいして *Begriff* は、純粋に表象されていることのみに基づいてその実在性が保証されるものである。ただし、この実在性の保証は著者じしんが認めているわけではなく、著者は、*Begriff* の現実性をたんなる仮構にすぎないと捉えている。それゆえ著者はみずからの概念を *Konzept* の語で示し、自らの *Konzept* が現実の経験との結びつきを保持していることを確保しようところみている。ただし本稿では煩瑣さを避けるため、概念で統一的に訳した。

られている。

英米型の了解にとっては、国家の代わりに政府 **government** が、政治的思考を規定する中心的位置を得る。政府とは、市民たちが行なう自己規定によって成立するものであり、共同体を市民たちの行為にふさわしいものにするための制度である。それゆえ、政府は（ドイツ的な「国家それ自体」とはことなり）国民 **people** から抽象的に遊離してしまうことはない。たとえば、15世紀のイギリスの法学者、J・フォーテスキューにとっては、「〈政治的なもの〉はむしろ、英国の具体的な体制 **Verfasstheit** [...] と同一視される。〈政治的なもの〉が或る実体的な存在としての国家にもとづいて理解される必要は、ないのである」(117)。そしてこの体制においては「共同体（人民 **the people**）は、かれらが同意を与えた法にしたがって統治される [...]。他方、非 - 政治的な統治においては君主が同意なし **zustimmungsfrei** に、つまり専制的に支配する」(117)。フォーテスキューは、英国の憲法の政治的性格を、全員による法への同意に基づけているのだ。たとえば、英国王は立法と課税において、「つまり『憲法』の変更において」(118)、議会の同意を得なくてはならない。そして議会の同意は全員の同意と捉えられるわけである。ここで支配は、ヴェーバー的な「権威的な命令権力」ではない。市民こそが、政治をかたちづくるのである。

この市民政治的 **zivilpolitisch** な了解こそ、国家に大きく傾いたドイツ的な政治的了解の地平を、開放する可能性をもつ。次章で、この開放の結果得られる新たな政治の構想を見ることにしよう。

3. 〈政治的なもの〉の新たな了解

国家と支配のカテゴリーは、シュミットにいたって解体してしまったと著者は見なす。だが国家に縛られた了解を、市民政治的なものが解放するかもしれない。著者はただし、市民政治的な概念をたんにドイツ的国家概念のうえに接ぎ木するのではなく、両者から新しい了解の地平を引きだそうとする。彼はそれを共和制 **Republik**、より詳細には「差異的な代表制の性質をもつ、共和主義的な立憲民主主義 **differenzrepräsentative republikanische Verfassungsdemokratie**」(220)と呼ぶ。この複

雑な名称が志向する政治とはいかなるものか。鍵語は「(差異的な) 代表」の概念と、「(反省的) 判断力」である。

3-1. 政治における代表の可能性

ドイツにおいて、現実政治的な了解と理想政治的なそれがしのぎを削ることはあっても、市民政治的な種類の了解が現われることはなかった。それが、ドイツを「西欧の **westlich**」¹⁶文化から切りはなしていたのである。

ところで「〈政治的なもの〉の了解を国家から憲法へと移しおくと、市民政治的な契機がはじめて規定される」(197)。なぜなら、

市民政治的な了解とは、憲法を対象とするものである。この憲法は、市民相互の関係であり、またその関係をつうじて構成される自分たちの共通性にたいして、市民が有する関係のことである。(197)

とりわけ、米国の憲法の考えかたにおいてこのことは顕著であり、ここでは政府が「人民の **popular**」と規定されている。「ここで **popular** が意味するのは、[...] 領域総体が人民と、その同意に帰着すること、である」(199)。ここまではしかし、さきに見た英国の憲法観と大差ない。重要な点は、米国憲法の思想の源泉となっている『フェデラリスト・ペーパー』において、民主制と共和制の区別が立てられており、前者が直接参加を意味しているのにたいし、後者は代表制(間接的な政治参加)を意味しているということである。「共和制的な民主主義とは代表制民主主義である」(200)。著者は代表制としての共和制に可能性を見る。なぜなら代表制において「より多くの視点が言語化され、開かれた視野が可能になる」(200)からだという。どうしてだろうか。

代表制というものにかんして持たれる、或る種の通念に反するようにも思われる見解である¹⁷。

¹⁶ 著者は、独・仏・英・米の文化を、政治的文化と認めて「西洋的 **okzidental**」と呼ぶが、とくにドイツをほかの三者から区別する意図があるときは、後者を「西欧的 **westlich**」と形容している。

¹⁷ フォルラートがもっとも多くを負うといっても過言ではないであろうアーレントにあっても、代表の仕組みは

なぜなら代表する、あるいは表象することは、代表される存在を背後に退かせ、その存在を不可視にするようにも思われるからである。しかしながら著者によると、「複数の他者があること *plurale Andersheit* は、代表制 *Repräsentation* が有する構造的な特徴である」(200)。そしてこの他者の複数性こそ、政治的な活動を可能化するものである。代表制においても複数性が前提されており、政治から排除されるいわれはない。それどころか、代表制にはつぎのような可能性が潜在しているのである。長めに引用する。

- (1)代表制によって或る者は、じぶんが人格として居あわせてないところで活動できる。つまり代理人 *Vertreter* をつうじて、活動するのである。
- (2)代表制によって或る者は、じぶん自身がないしえなことがらをなすことができる。つまり代理人をつうじてである。
- (3)代表制によって、みずからは活動する能力のない者、または物が、活動できる。このポイントが関係するのは、自然な人格（未成年者や病人）だけではない。そもそも代表をつうじてはじめて制度としての法人になるものにも、かかわる。〔後略〕
- (4)代表制によって人びとは、どんな数であっても […] 政治的に組織化される。ひとりの、ないし幾人かの代理人によって組織化されるのである。
〔略〕
- (7)代表制によって、潜在的な権力から現勢的な権力がかたちづくられる。この権力は、このような代表制が存在しなければ、隠されたまま無力にとどまっていたであろうものである。
〔略〕
- (10)さいごに、代表制（表象）は呈示の機能を示している。代表制によって現前し、それ

をつうじて開示されたものは、代表制がなければ隠され、不可視である、したがって不在のままであったはずのものなのである。まさに〈政治的なもの〉の領域にあっては、この代表の機能を遂行することはきわめて重要である。というのも、不可視のままであるものはすべて、この領域にあって脅威となるからだ。

(201f.、強調付加)

こういったすべての特徴は、代表制が同一性の機能と化してしまわないかぎり、意味をもつものである。同一化する代表制 *Identitätsrepräsentation* は、差異的な代表制 *Differenzrepräsentation* とはことなり、全体主義の特質でさえある。たとえば集団の全体が或る一箇の人格に融合してしまうような場合は、むしろ政治にとって破壊的な意味をもつはずだ。シュミットにおいて顕在化した国家論的政治概念の危険も、この同一性の論理に由来していた（総統への同一化）。それにたいして、複数者の差異を保つかぎり、代表という仕組みは、直接世界に現われえない人びとをも、潜在的な権力として構成し、顕在化させる可能性を示す。「現われよ」という個にたいする政治への呼びかけが、現われる能力をもたない人間にとってはかえって政治からの排除を意味してしまうという逆説が、ここでは克服されうる。もっとも著者は箇条書き的に代表制の特質と可能性を列挙しただけであり、たとえば「いかにして代表作用から同一化の危険を取りのぞくか」といったことは論じていない。そのかぎり、不十分な議論と言わざるえないが、代表制の可能性を追求することは、たんなる現状肯定以上の意味をふくむことを示した意義は大きい。

3.2. 意見の政治と、政治的判断力

代表制を可能にし、また要請しているのは、複数性という事実である。この複数性のゆえに政治は「意見 *Meinung(en)*」にもとづくものなのだ。

〈政治的なもの〉は現実性のうちにある客観的な概念、あるいは純粋な理念にもとづくことはない。こうした概念や理念は、正しく遂

批判の対象であった。Cf. Arendt, *On Revolution*, 236ff. 『革命について』380以下。同じく彼女に依るところの大きい齋藤純一による「表象の政治」批判については、「表象の政治／現われの政治」『現代思想』25巻8号、青土社、1997年7月、158-177、および『公共性』岩波書店、2002年、第2章第1節を参照。

行された思考の働きによって、その現実性が確保される。そうではなくて、〈政治的なもの〉は意見にもとづくのである。意見がつねに複数形で出来する以上、〈政治的なもの〉は複数性における諸意見に基づくのだ！（213）

自己展開する概念にもとづく絶対的な倫理性や、唯一的な真理といったものは、やはり政治を破壊してしまう。かりにコミュニケーションに基礎を置くとしても、最終的に求められるのが一箇の理性的結論であるとすれば、やはり政治は唯一の真理に、つまり理性の働きに帰着してしまい、政治は不要なものとされてしまうだろう。そもそも「認識など、なんらかのものによって均質化された共同体に、秩序が政治的に体制化されること *Verfasstheit* は必要ない」（153）。しかしながら、真理ではなく意見が支配するならば、政治的領域は偶然に覆われていることになるはずだ。「意見的なものの領域は、偶然的なものの領域と同一である。この領域には、絶対的に確実な知など存在しない […]」（215）。なぜなら「意見は持続的ではなく可変的で、揺曳しており、純粹に主観的で普遍性をもたらさえない」（215）からだ。だがこのことは政治的領域が「あらゆる理性に見はなされたことを […] 意味しない」（215）。

政治的領域で求められる理性的な知とは、判断力 *Urteilkraft* である。判断力とは「意見に見あった理性」（216）であり、「或るものを他と関係させること *In-Bezug-Setzen*」（216）である。カント、そしてアーレントの立場を踏まえつつ、フォルラーはつぎのように論じる。

包摂的な判断力は、[…] 政治において […] ひとつの実在する政治的団体を […] 前提する。その団体が有する概念にしたがって、判断力は包摂を行なうからである。これにたいして、反省的判断力のうちに見いだされる能力とは、あらかじめ与えられた概念にしたがって動くのではなく、じぶんが判断するための概念的地平を、じぶん自身から、つまり自らの反省的な活動性から、構想する。そのようにして、概念的な地平そのものを創造するのである。（216）

〈政治的なもの〉の領域においては、人びとが自発的に活動 *Handeln* し、それに応答する活動 *Gegenhandeln* がかえって来るのであり、活動も応答する活動も、前もって予測することはできない。人びとが選択 *Optionalität* にかかっているがゆえに、偶然的なものが支配するこの領域では、知もまたそのつど概念的な地平をみずから切りひらくことになる。

他者の存在はさらに、判断力がもつ“反省的活動性”を特別なものにする。ここでいう反省とは、さきほど見た理想政治における自己反省 *Autoreflexion* ではない。政治的な活動者はだれしも自分に固有の立場を持つのであり、反省は他者がもつ独自の立場に仮構的に立つことからなる、差異を含む反省 *Differenzreflexion* なのである。このような他者の立場からの思考、「拡大された思考」によって、伝達が実現し、共同性が創設される。すなわち、立場のちがいを含みこんだ「世界」という共同性がそれである。「この共通性は […] つぎのような特徴をもつ。つまり立場の差異から形づくられ、それゆえその差異を保ちつづける、地平としての共通な世界という特徴である」（219）。判断力の、他者の立場を反省する能力によって、意見に必然的な差異を抱えつつも、ひとつの世界という共通性を創設しうるのである。こうして判断力は、さきの代表制とともに、著者の新しい〈政治的なもの〉の理解を基礎づけるのだ。

結びにかえて一本書の問題点と可能性

本書は、ドイツ語・フランス語・英語の文献を広範に渉猟し、包括的な理論を呈示している。そのかぎりでも個々の論点や読解にかんして、評者に批判的に論じる力はない。すこし原理的な視点から、問題点を探っておきたい。

(1) 個々の政治的現象は、国家という〈政治的なもの〉を尺度にして、その政治的な質が認められる。ここでは一見すると、〈政治的なもの〉はあるメタレベルを構成しているように見える。しかし〈政治的なもの〉は、同時に国家でも市民社会でもありうると言われている以上、国家的なものど市民社会的なものどいづれもが政治的であると判断するための、さらに高次の尺度が求められるは

ずではないか。ドイツでは国家的なものが政治的であると判定されていると著者はいうが、それに加えて国家が政治的であると判定されているのではないか。著者の〈政治的なもの〉とはなにかという問いは、文化（ドイツ・フランス・英米）にそくして個別的に答えられたが、個々のものを〈政治的なもの〉として成りたらしめる「政治性」のようなものの問いは結局、避けがたいのではないのか。

(2)また、著者は“文化”という政治的了解の単位を、どのような根拠によって決定しているのだろうか。彼の言う「ドイツ」や「フランス」といった単位は、ほんとうに無批判に受容できるのだろうか。「ドイツ」と名指されるものも、歴史的に見れば、融合や分裂を繰り返して生成してきたものにたいする、仮構的な同一性にすぎない。国家は近代的であると著者自身が述べているが、「ドイツ」というのはこの近代的な国家の名称以外のなんであろうか。近代的な国家の時間的な存在を実体化し、歴史貫通的に適用することは、思想史と比較思想を方法論としているとしても、なお批判されるべき手際と言うべきではないか。また、むしろ「国家」という軸にもとづいて再構成されたのが、著者の呈示する「ドイツ」の政治思想史ではないかという懸念もあるだろう。

原理的な問いとは、総じて、個別の問いを扱っているときにはすでに通りすぎ、所与としてしまっている次元にかかわるものである。うえて出た問題点はいずれもこうした次元に根を持っており、そうした本質的な問いをやや性急に済ませてしまったことは、本書の大きな問題点であったと考えられる。

しかし、こうした問題点にもかかわらず本書の可能性が減じないことを示すには、著者自身のつぎのような洞察を想起すればよいだろう。すなわち、現代世界にあって国家とはほとんど普遍的な現象である、というそれである。つまり政治を国家から解放することは、フォルラートの問題設定にもかかわらず、ドイツだけの課題ではない。

振りかえれば、著者が非一政治的なものとして取りだしたのは、観念論的な自己規定にせよ、閉じた合法性の体系としての法国家にせよ、他なるものを欠いた絶対的な自己関係において実現する

支配であった。支配は構造的に、支配されない者、つまりみずから自己を決定する者を構成する。観念論も法学的国家論も、国家の支配的性格を克服できないのはそのためである。それにたいして著者が提示したのは、支配を脱却した政治の見取り図である。その基礎にあるのが、絶対的なものに依らない理性の能力である反省的判断力と、複数性を縮減せずに潜在的な権力へと転化する代表制の原理なのである。これらはともに、他者の他者性を維持しつつ（絶対的な自己の内在性に吸収せず）、他者との関係を構成するための原理であるだろう。著者の意図としてはドイツ特殊な問題を扱っているつもりでも、それらをより一般的な問題に帰納的に再構成することも可能はずである。

このように理解することで著者の本意にはそむくことになるかもしれない。とはいえこの理解は、著者の判断力の概念によってこそ裏づけられるとも言える。なぜなら、判断力は自らの働く地平そのものを創造するような理性の能力であったからである。判断力は、おそらく著者がいう「文化」のような枠ぐみが失効したときこそ、本領を発揮するはずだ。つまり、著者の設定する「ドイツ」という枠ぐみを解除するとき、著者の考察の全体が「国家概念から政治概念を解放する」という、より一般的な問いを遂行するための概念と理論を提供するものとなるのである。

註記

本稿は、科学研究費補助金(特別研究員奨励費)による成果の一部である。

(はしづめ たいき・東京大学大学院人文社会系研究科博士課程

日本学術振興会特別研究員)